



2023年7月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ル テ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菅 原 貴 弘
(コード番号：3967 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 戦 略 本 部 長 佐 藤 哲 朗
(TEL：03-6550-9280)

第三者割当による第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2023年7月24日付の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当の方法による第8回新株予約権及び第9回新株予約権（以下、「第8回新株予約権」及び「第9回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」又は「本資金調達」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年8月9日
(2) 新株予約権の総数	7,048 個 第8回新株予約権 5,107 個 第9回新株予約権 1,941 個
(3) 発行価額	総額 9,544,007 円（第8回新株予約権1個につき1,133円、第9回新株予約権1個につき1,936円）
(4) 当該発行による潜在株式数	704,800 株（本新株予約権1個につき100株） 第8回新株予約権 510,700 株 第9回新株予約権 194,100 株 第8回新株予約権及び第9回新株予約権については行使価額修正条項が付されていますが、下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数の合計は704,800株であります。

(5) 調達資金の額	709,442,307 円											
	<p>(内訳)</p> <table data-bbox="692 315 1171 555"> <tr> <td>本新株予約権発行分</td> <td>9,544,007 円</td> </tr> <tr> <td> 第8回新株予約権発行分</td> <td>5,786,231 円</td> </tr> <tr> <td> 第9回新株予約権発行分</td> <td>3,757,776 円</td> </tr> <tr> <td>本新株予約権行使分</td> <td>699,898,300 円</td> </tr> <tr> <td> 第8回新株予約権行使分</td> <td>499,975,300 円</td> </tr> <tr> <td> 第9回新株予約権行使分</td> <td>199,923,000 円</td> </tr> </table> <p>全ての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正された場合には、上記調達資金の総額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われな い場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新 株予約権を消却した場合には、上記調達資金の総額は減少します。</p>	本新株予約権発行分	9,544,007 円	第8回新株予約権発行分	5,786,231 円	第9回新株予約権発行分	3,757,776 円	本新株予約権行使分	699,898,300 円	第8回新株予約権行使分	499,975,300 円	第9回新株予約権行使分
本新株予約権発行分	9,544,007 円											
第8回新株予約権発行分	5,786,231 円											
第9回新株予約権発行分	3,757,776 円											
本新株予約権行使分	699,898,300 円											
第8回新株予約権行使分	499,975,300 円											
第9回新株予約権行使分	199,923,000 円											

<p>(6) 行使価額</p>	<p>当初行使価額</p> <p>第8回新株予約権 979円 第9回新株予約権 1,030円</p> <p>第8回新株予約権の当初行使価額は、2023年7月24日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)から4.95%ディスカウントした価額であります。</p> <p>第9回新株予約権の当初行使価額は、2023年7月24日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)における普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)(同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値)であります。</p> <p>当社は、本新株予約権について割当日の6か月を経過した日の翌日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとします。但し、直前の行使価額修正から6か月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。なお、第8回新株予約権と第9回新株予約権の行使価額修正は同時に行われるものであります。</p> <p>行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、第8回新株予約権については、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「修正基準日時価」といいます。)の95.05%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に、第9回新株予約権については、修正基準日時価に、それぞれ修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本新株予約権の「下限行使価額」は、2023年7月24日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値の50%に相当する金額である515円とします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>第8回新株予約権 ドリーム10号投資事業有限責任組合 5,107個 第9回新株予約権 株式会社TSパートナーズ 1,941個</p>

(8) その他	<p>①買取請求権（取得条項） 本新株予約権の割当日以降いつでも、取得日に残存する 本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の発行価額相当額で取得することができます。</p> <p>②譲渡制限 本引受契約（以下に定義します。）において、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p> <p>③その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出書の効力発生後に、本新株予約権に係る引受契約（以下、「本引受契約」といいます。）を締結する予定です。</p>
---------	---

（注）末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社エルテス）及び子会社11社により構成されており、「健全にテクノロジーが発展する豊かなデジタル社会を守り、デジタル社会にとってなくてはならない存在となること」をビジョンに掲げております。リスクに特化したビッグデータ解析技術を基に、企業を中心としたあらゆる組織が晒されるリスクを解決するためのソリューションを提供するデジタルリスク

（※1）事業、従来型の警備業とデジタルテクノロジーを融合させたデジタル時代の新たな警備業を創出するAIセキュリティ事業、企業や地方自治体に対してDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するDX推進事業を行っております。

（※1）デジタルテクノロジーの発展に応じて、その副作用として発生する新たな領域（SNSによる誹謗中傷・炎上、DX推進による意図しないシステムトラブル・情報の外部持ち出し）は、企業の競争にも影響を与える重大な事象であり、このような事象から発生するリスクを「デジタルリスク」と表現しております。

2023年2月期連結会計年度においては、デジタルリスク事業はソーシャルリスクに関わるWebリスクモニタリングサービスに加えて、営業秘密持ち出しを早期検知する内部脅威検知サービス等、多様化するリスク要因と様々な業界の顧客需要に合わせたサービス提供に注力しました。AIセキュリティ事業は、「警備業界を変革するための“デジタル”プロダクト創出」と「セキュリティDXを推進するため“フィジカル”な警備サービスの成長」を目標とし、フィジカルな警備サービスの運営効率向上と新規営業体制強化の取り組みと、警備サービスの運営で培った経験をもとに警備事業のDX化プロダクトの開発・普及に注力しました。またDX推進事業では、デジタル田園都市国家構想を追い風に行政の住民サービスのデジタル化を支援するプロダクトの開発・普及に注力しました。さらに、2022年9月1日付けで不動産の管理から開発まで手掛ける総合不動産事業を運営する株式会社メタウン（所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目1番8号、代表者 代表取締役 道祖 修二 三川剛）（以下、「メタウン」といいます。）を連結子会社化し、不動産領域での事業展開の足がかりを得ました。今後当社グループは、2022年5月9日に当社ホームページ上のニュース欄にて発表した「メタシティ構想」の実現を目指し、3つの事業（デジタルリスク事業、AIセキュリティ事業、DX推進事業）それぞれの事業拡大及び各事業が相互にシナジーを生み出し、連結することで、収益性の向上を目指します。

この結果、2023年2月期の売上高は4,685,520千円（前年同期比74.7%増）となり、E B I T D A（税引前当期純損益＋支払利息＋減価償却費及び償却費として、算出しております。）は、446,608千円（前年同期比80.1%増）、営業利益は202,534千円（前年同期比152.0%増）、経常利益は、143,745千円（前年同期比52.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、42,644千円（前年同期比66.6%減）となりました。また、2023年2月期に計上した5社のM&A諸費用など一時費用を除く営業利益は274,784千円、経常利益は215,995千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①デジタルリスク事業

デジタルリスク事業は、主にSNSやブログ、インターネット掲示板などWeb上のソーシャルメディアに起因するリスク対策を支援するソーシャルリスク対策と営業秘密情報の持ち出しなどの社内に潜むリスクを検知するインターナルリスク対策から構成されております。

「ソーシャルリスク対策」については、リスク検知時の初動対応コンサルティングを含むWebリスクモニタリングを主力サービスとして提供しています。デジタル上の情報量の増加や影響力の高まりによって、IPO検討企業や既存コンテンツへのリスク対策など、多種多様な課題解決を目的に活用が進んでいます。また、社内規程作成支援や従業員向け研修の提供など、幅広い形で企業のSNSリスク対策サービスを支援致しました。

「インターナルリスク対策」については、昨今話題となっている営業秘密等の機密情報持ち出し対策や、経済安全保障の観点による情報管理強化支援を目的に製造業・金融業を中心に新規導入が進みました。さらに国内大手企業から中小企業まで幅広い企業へのアプローチを目的に、パートナーシップ制度の運営に取り組んでまいります。今後、より多様かつ高精度なリスク分析の実現に向けて、自然言語処理技術を用いた内部不正対策にも取り組んでまいります。

以上の結果、2023年2月期におけるデジタルリスク事業の売上高は2,374,726千円（前年同期比23.4%増）、セグメント利益は883,647千円（前年同期比23.0%増）となりました。また、M&A諸費用などの一時費用を除くセグメント利益は912,347千円となりました。

②AIセキュリティ事業

AIセキュリティ事業は、フィジカルな警備事業を運営しつつ、運営の中で生じる課題解決のためにAIやIoTを組み合わせた警備業界のDXを推進しております。警備DXに関わるソリューションの開発・提供、警備業を運営する株式会社AIKの主要サービスである「AIK order（警備DX受発注プラットフォーム）」については、登録者数拡大が続いており、2023年2月には導入警備会社の対応可能地域が全国47都道府県全てを網羅致しました。建設業や小売店を依頼者としたマッチングによる案件成約事例も増加しており、既存サービスの改善活動やカスタマーサクセス活動の成果に繋がっております。また、PMI推進本部を中心に、警備事業を提供する株式会社And Security、ISA株式会社、SSS株式会社の新規営業体制強化に取り組んでおり、新規案件受注という成果にも繋がっています。一方で、ISA株式会社、SSS株式会社のM&Aやデジタルプロダクトの開発投資などの諸費用の影響により、セグメント別営業利益はマイナス着地しました。

以上の結果、2023年2月期におけるA Iセキュリティ事業の売上高は1,334,547千円（前年同期比84.5%増）、セグメント損失は34,855千円（前年同期は52,646千円のセグメント損失）となりました。また、M&A諸費用などの一時費用を除くセグメント損失は25,755千円となりました。

③DX推進事業

DX推進事業は、行政の住民サービスのデジタル化支援、エンジニアなどのDX人材の派遣サービスを展開しています。行政の住民サービスのデジタル化支援では、住民総合ポータルアプリや健康増進アプリなどの提供に注力しました。2022年12月には宮崎県延岡市のポータルアプリのサービス提供が開始となり、2023年1月には熊本県長洲町と包括連携協定を締結するなど、着実に事業を前進させております。SES事業、受託開発事業を運営する株式会社G l o l i n gは、事業体制と戦略を明確化し、上期に引き続き営業活動の強化に取り組み、売上高の増加につながっています。

さらに、メタウンのPMIを推進しつつ、当社グループが掲げる「メタシティ構想」への動きも着実に推し進め、第4四半期会計期間においては、セグメント別で黒字化を達成しました。一方で、通期ではメタウンのM&Aなどの諸費用の影響により、セグメント別営業利益はマイナス着地しました。

以上の結果、2023年2月期におけるDX推進事業の売上高は1,037,928千円（前年同期比2,582.4%増）、セグメント損失は84,739千円（前年同期は65,695千円のセグメント損失）となりました。また、M&A諸費用などの一時費用を除くセグメント損失は50,289千円となりました。

(2) 当社の成長戦略

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「健全にテクノロジーが発展する豊かなデジタル社会を守り、デジタル社会にとってなくてはならない存在になること」というビジョンを掲げ、リスクの解決だけでなく、デジタル化によって起るさまざまな社会課題に取り組んでおります。

②中長期的な会社の経営戦略

成長シナリオを進めていくためには、環境変化に影響を受けることなく安定した利益の確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題と認識しており、以下の重点施策により業績の向上に邁進してまいります。

(ア) デジタルリスク事業

持続的な成長を支える当社グループの収益基盤として、デジタルリスク領域マーケットシェアNo.1企業を目指しております。売上高及び収益面の伸長に取り組めます。

(イ) A Iセキュリティ事業

既存ビジネスから派生した新たな領域として育成段階にあり、警備業界の変革をリードしうる存在になることを目指しております。警備事業の規模を拡大するとともに、デジタル化を推進し、警備業界へプロダクト展開を図り、次代の中核事業とすべく売上高及び収益面での貢献に取り組めます。

(ウ) DX推進事業

「デジタル田園都市国家構想」などの社会トレンドを追い風に、先行者優位となりうる地方自治体DX支援事業の垂直立ち上げを目指します。その後、自治体DXで得たノウハウ・スキルを横展開して、企業向けのDX領域にも進出することを掲げ、将来の中核事業とすべく基盤作りに取り組めます。

(経営環境及び対処すべき課題)

①経営環境

当社グループの事業に関連する市場においては、新型コロナウイルス感染症による顧客の投資優先度の見直しや活動制限等の影響にはあるものの、改善の傾向にあります。一方で、コロナ禍での新しい経済活動の拡大や新しい生活様式の定着を背景に、あらゆる場面でデジタル化施策が注目されており、新たなビジネスチャンスを巡って、当社グループが立脚するデジタル関連市場の拡大が見込まれております。

②対処すべき課題

中長期的な企業価値向上には、当社グループが丸となり、各社の強みを発揮して価値の最大化を実現することが不可欠と考えており、以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

(ア) デジタルリスク事業における収益基盤の強化

高収益プロダクトの販売強化と、内製化によるコスト削減効果によって、収益基盤の強化を進めてまいります。また重点市場においては他領域の企業と積極的にアライアンスを展開し、顧客のデジタルリスクを統合的に捉えたサービスの拡充によって収益性の向上を図ります。

(イ) 育成段階にあるAIセキュリティ事業の利益貢献

当社グループでは、強みであるデジタルとリアルが融合する新たな警備事業の創出と育成に挑戦してまいりました。前事業年度以前に株式会社アサヒ安全業務社（現：株式会社And Security）に加えて、ISA株式会社、SSS株式会社が当社グループに加わったことで、2024年2月期は、さらに警備事業の規模を拡大するとともに、デジタル化による業務効率化を推進し、セキュリティDXプロダクトの警備業界へのサービス展開を加速してまいります。

(ウ) DX推進事業の新たな領域への事業展開

行政の住民サービスのデジタル化支援サービスを提供する株式会社JAPANDXを中心に、先行する宮崎県延岡市での取組をモデルケースとして全国展開を図っております。これらの知見をもとに、エンタープライズ企業のDX支援サービスも強化してまいります。

(エ) グループ経営管理

当社グループ各社の経営資源であるヒト・モノ・カネ・情報を一元的に管理する体制構築を強化し、当社グループ全体の生産性及び機動性を高めてまいります。

(オ) 優秀な人材の確保及び育成

非連続なトップライン伸長実現のためには、優秀な人材の活躍が必要不可欠と考えております。積極的な採用活動とともに、すでに着手している人材育成の取り組み強化と適切な人事評価制度の運用徹底を行い、多様な人材確保に取り組めます。

(3) 本第三者割当の目的

当社グループは2022年2月期と比較すると、2023年2月期は営業利益は202,534千円（前年同期比152.0%増）、経常利益は、143,745千円（前年同期比52.8%増）と安定的な利益体質を構築しつつあるものと考えておりますが、さらに強固な収益基盤を確保することが必要であると考えております。当社グループとしては、対処すべき課題として掲げる事項のうち、収益基盤のさらなる強化は急務であると考えており、その一環として2022年9月1日付けでメタウンを連結子会社化し、不動産領域での事業展開の足がかりを得て、収益寄与するなど、M&Aにより収益基盤は奏功しているといえます。今後もデジタルリスク事業における事業強化に向けてM&A及び資本業務提携を有効活用することで更なる継続的に収益を計上できる安定的な収益基盤の構築を果たすべく考えております。また、新たな領域への事業展開に向け機動的な資金調達を実施するにあたり、財務体質の健全化についても必要であると考えております。

財務体質の健全化については融資残高首位のりそな銀行をはじめとした取引金融機関に対しては適時に当社の経営成績及び財政状態を報告し、理解を得ることによって良好な関係を築き、資金調達や資金繰りの一

層の安定化に努めておりますが、第三者割当の手法で資金調達を実施することにより、新規事業に対する事業資金の獲得とともに、本第三者割当により資本充実がなされることにより、財務体質の改善が見込まれ、機動的かつ円滑な資金調達が可能になると考えております。なお、当社現預金残高は1,656百万円、有利子負債額は2,712百万円（2023年2月28日時点）となり新たな事業の拡大を見込むには新たな調達を必要としております。

当社グループでは今後、M&Aを通じた顧客網の拡大やエンジニア獲得により、近年大きく成長している新事業である内部脅威検知サービス（デジタルリスク事業）やデジタルガバナメント関連サービス（DX推進事業）の提供を加速させることを企図しております。警備事業とDXソリューション開発による相乗効果を狙うAIセキュリティ事業においても、同様の理由から警備会社のM&Aを継続的に検討しております。また、WEB3.0やカーボンニュートラルなどの新事業領域やサイバーセキュリティ領域においては、最先端技術を有する他社との資本業務提携が大きな効果を発揮すると考えております。

2024年2月期においては内部脅威検知サービス450百万円、デジタルガバナメント関連サービス200百万円、AIセキュリティ事業1,400百万円を売上高目標として設定しておりますが、調達資金の充当によるM&A及び資本業務提携が実現すれば、それぞれの事業において目標値を上回る成長も期待することができます。

本第三者割当による資金使途として、M&A（提携先への投資）への資本投下を実施し、当期の安定的な事業基盤の構築を目指し当社の財務体質の改善・強化を図るため、第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

なお、2022年5月17日に割当実施しました第三者割当については、約799百万円を調達し、以下のM&Aや資本業務提携に対する資金使途へ660百万円を充当しております。未充当額の139百万円は別途検討中のM&Aや資本業務提携に充当予定であり、今回目的とする資金として不足しております。

資金使途	充当金額	実施時期
バンズ保証株式会社の株式取得	360 百万円	2022 年 9 月
株式会社ネクスグループの株式取得	210 百万円	2022 年 12 月
株式会社カイカエクスチェンジホールディングスの株式取得	30 百万円	2023 年 1 月
プレイネクストラボ株式会社の株式取得	60 百万円	2023 年 6 月

当社としても、本第三者割当による新株予約権の発行により資金調達を実施することにより新規事業の展開が可能となると同時に財務体質の健全化を図ることができ、こうした当社グループの事業拡大につながることで、企業価値及び株式価値の向上が図れると判断しております。

（資金調達方法の選択理由）

当社は、構造改革を加速させ、収益力を強化することによって企業価値を向上させるにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行が最も適した調達方法であるという結論に至りました。

① 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

② 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の希薄化が即時に生じるとともに、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

③ ライツ・オファリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オファリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、未行使分の新株予約権の行使を約するコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大することが予想されること、未行使分の新株予約権の行使を約することはないノンコミットメント型ライツ・オファリングにおいては、新株予約権の割当を受けた者等による投資行動の如何によっては当社が調達できる資金の額が想定を下回る可能性があること等から、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

④ 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能としますが、公募増資と同様、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、割当先が相当数の議決権を直ちに保有し当社のガバナンスに悪影響を及ぼすおそれがあること等から、今回の資金調達方法から対象外といたしました。

⑤ 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務の健全性が低下すること、当社の財務状況や今回の資金調達額等を勘案すると社債を引き受ける証券会社又は投資家が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査等に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。

(4) 本資金調達の特徴

<メリット>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は704,800株（第8回新株予約権（510,700株）、第9回新株予約権（194,100株））で固定されており、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、本新株予約権の発行要項第6項に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、2023年5月31日現在の当社発行済株式総数の11.61%（704,800株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行った上で、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社により有利な資金調達方法、又はより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で6か月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の前取引日における株価に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。第9回新株予約権は割当予定先の保有目的が長期保有であります。機動的な資金調達に向け、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も広がることから、行使の促進性を優先するために割当予定先より打診があり、当該修正条項を付しております。

<デメリット>

- ① 本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、515円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります
- ② 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は株価が当初行使価額を下回っている際に、第8回新株予約権と第9回新株予約権を同時に修正するものであり、その修正時期は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。なお、当該修正条項は当社株価が低迷した際の行使促進を目的とするものであること、割当予定先からは株価が上昇した際には当初行使価額にて随時行使する意思を確認しているため、株価上昇時の修正は予定しておりません。なお、行使価額が修正された場合には、その都度適時適切に開示を行います。
- ③ 第9回新株予約権の行使については割当予定先が当社代表取締役の資産管理会社であることから、役員報酬を基礎として行使を進めるため、本新株予約権の行使期間を8年間としております。なお、当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。
- ④ 割当予定先であるドリーム10号投資事業有限責任組合は、後述の「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当予定先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	709,442,307 円
② 発行諸費用の概算額	13,150,000 円
③ 差引手取概算額	696,292,307 円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(9,544,007円)に本新株予約権の行使に際し

て払い込むべき金額の合計額（699,898,300円）を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、当初行使価額で算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税等（4,900千円）、割当予定先の信用調査費用（500千円）、弁護士費用（4,000千円）、本新株予約権の公正価値算定費用（2,750千円）、有価証券届出書作成費用（1,000千円）等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①M&A、資本業務提携資金	696	2023年8月～2031年8月

- (注) 1. 資金使途に重要な変更が生じた場合には、その内容を適時適切に開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関において管理いたします。また、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。このため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額に変更があり得ることから、新株予約権の行使が進まず、新株予約権による資金調達が困難になった場合は、手元資金の活用（従来想定していた資金使途の変更を含む。）、新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。
 3. 本新株予約権の行使期間及び支出予定時期は第9回新株予約権の充当期が長期化することを加味し中期経営計画の期間よりも長い期間を設定しております。

(手取金の具体的な使途)

①M&A、資本業務提携資金

当社は、2021年4月13日に公表しました中期経営計画「The Road To 2024」においても、事業戦略の柱として、M&Aやアライアンスによる事業拡大を掲げております。方針としては、当社グループの事業セグメントであるデジタルリスク事業、DX推進事業、AIセキュリティ事業の事業展開に資する企業をM&A候補先として検討しております。業績・財務面につきましては黒字・債務超過でない先、価格面はEBITDA倍率で8倍以下での買収を想定しております。

2023年2月期においては、当社の100%出資子会社である株式会社 JAPANDX（代表取締役：菅原貴弘、以下「JAPANDX」）は、メタウンの全発行済普通株式を2022年9月に取得し、既存事業である賃料保証事業からプロパティ・マネジメント（マンションを中心とした不動産に関する資産管理）事業への転換を図り、当社グループがメタシティにおいて実現を目指す、人々の生活空間である住宅・不動産に関する営みをDXにより効率化する取り組みを進めております。

さらに、2023年6月26日付適時開示「連結子会社によるプレイネクストラボ株式会社の株式取得に関するお知らせ」にて開示のとおり、DX開発事業を運営するプレイネクストラボ株式会社（所在地：東京都品川区西五反田三丁目11番6号、代表者 代表取締役 柏 匠）（以下、「プレイネクストラボ」といいます。）の全発行済普通株式を取得し、自治体DXソリューションの連携による機能拡充や、自治体ネットワークの拡大によるサービスの販売促進、自治体・企業からのニーズが大きいDX人材派遣サービスの拡大、両社の技術交流によるDX開発力の向上など、様々なシナジー創出を期待することができ、デジタル化に関する課題を抱える地方自治体や企業へのソリューション提供件数を増加させ、日本のデジタルトランスフォーメーションの導入率の増加に対し一層大きく推進してまいります。

今後も当社グループの事業セグメントであるデジタルリスク事業、DX推進事業、AIセキュリティ事業の事

業展開に資する企業をM&A候補先の検討を進めております。

現時点において、本第三者割当によって調達する資金を充当するM&A及び資本・業務提携の内容としましては、確定したものではありませんが、複数社と交渉を開始しており、案件の進捗し次第で早急に対応できる態勢を整えるため、また上述のような当社がターゲットする資本業務提携及びM&Aの対象企業は母数も限定的であり、有力な候補先が検討俎上に上がった際に、迅速に判断できるよう、一定の資金を確保する目的がございます。なお、1件当たり500百万円程度の出資を想定し、デューデリジェンス及び弁護士費用等の諸経費を10%程度見込んでおります。現時点においてはまた年間で2～3件程度のM&A、資本業務提携の実施を想定しております。具体的な資金使途が決定した場合は、適切に開示いたします。このように本第三者割当による調達資金のうち、本件資金使途に対し、当社において合計696百万円を支出することを見込んでおります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当により調達した資金を、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより当社が必要とする資金を機動的に調達できる今回の第三者割当による本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び既存株主の株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①第8回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都港区西麻布三丁目19番13号、代表者：代表取締役 三平慎吾）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2023年7月21日の終値）、本新株予約権の行使価額（979円 ※当社の株価（2023年7月21日の終値から4.95%ディスカウントした価額））当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート Δ 0.043%）、ボラティリティ（40.98%）、クレジット・コスト（24.62%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる当社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（20,500株））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2023年8月10日から2026年8月7日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を1,133円（1株当たり11.33円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（20,500株））の10%を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先へ打診したところ結果、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金1,133円（1株当たり11.33円）といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

また、行使価額のディスカウント率を4.95%とした経緯としましては、新株予約権の行使により早期に資金調達を行う観点から、ドリーム10号ファンドの業務執行組合員であるモダンパス合同会社との間で日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることを協議し、行使価額について

当社と割当予定先のディスカウントに対する協議の結果によるものとなります。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である1,030円から4.95%のディスカウント、直前取引日までの1か月間の終値平均である1,064.05円から7.99%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である992.10円から1.32%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である920.78円から6.32%のプレミアムとなっております。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、本新株予約権の算定機関であるエースターコンサルティング株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の払込金額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見表明がありました。

②第9回新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第8回新株予約権と同様にエースターコンサルティング株式会社に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2023年7月21日の終値)、本新株予約権の行使価額(1,030円 ※当社の株価(2023年7月21日の終値と同額))当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート0.371%)、ボラティリティ(47.85%)、クレジット・コスト(24.62%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近8年間にわたる当社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(44,700株))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2023年8月10日から2031年8月8日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を1,936円(1株当たり19.36円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近3年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(44,700株))の10%を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先へ打診したところ結果、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金1,936円(1株当たり19.36円)といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均である1,064.05円から3.20%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である992.10円から3.82%のプレミアム、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である920.78円から11.86%のプレミアムとなっております。

なお、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、本新株予約権の算定機関であるエースターコンサルティング株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の払込金額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見表明がありました。

また、本第9回新株予約権の割当では、割当予定先の代表者が当社代表取締役である菅原貴弘であり特別利害関係取締役に該当することから、本件の審議及び決議からは外れております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使されたと仮定した場合に交付される当社普通株式の数は、704,800株（第8回新株予約権：510,700株、第9回新株予約権：194,100株）（議決権数7,048個）となり、2023年2月28日現在の発行済株式総数6,050,880株（議決権数60,222個）に対して、11.65%（議決権比率11.70%）の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数704,800株に対して、当社株式の過去6か月間における1日あたり平均出来高は、72,263株であり、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式704,800株を第8回新株予約権の行使期間である3年間（245日／年間平均営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約959株となり、上記1日あたりの平均出来高の1.33%に留まることから、当社普通株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社普通株式の売却は、当社普通株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載するとおり、必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことにより既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① ドリーム10号投資事業有限責任組合

①	名 称	ドリーム10号投資事業有限責任組合
②	所 在 地	東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号
③	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任事業組合契約に関する法律
④	組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする
⑤	組 成 日	2017年1月23日
⑥	出 資 額 の 総 額	20百万円
⑦	主たる出資者及びその出資比率	49.75%：宮嶋正邦 49.75%：勝山博文 0.50%：モダンパス合同会社
⑧	業務執行組合員又はこれに類する者	名称：モダンパス合同会社
		本店所在地：東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号
		代表者の役職及び氏名：代表社員 勝山 博文

	資本金：10万円	
	事業の内容：投資事業有限責任組合財産の運用、管理	
	主たる出資者及びその出資比率：勝山 博文 100%	
⑨ 当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
⑩ 当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。

(注) 別途時点を明記していない限り 2023年7月24日現在におけるものであります。

②株式会社 TS パートナース

① 名 称	株式会社 TS パートナース			
② 所 在 地	東京都港区虎ノ門二丁目5番2号			
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 菅原 貴弘			
④ 事業内容	菅原 貴弘の資産管理会社			
⑤ 資 本 金	600万円			
⑥ 設 立 年 月 日	2014年10月10日			
⑦ 発 行 済 株 式 数	150株			
⑧ 決 算 期	2月末			
⑨ 従 業 員 数	0人			
⑩ 主 要 取 引 先	資産管理会社のため該当事項はございません。			
⑪ 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行			
⑫ 大株主及び持株比率	100.0%：菅原 貴弘			
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係				
資 本 関 係	当社株式を1,013千株(16.76%)保有しております。なお、当社の代表取締役社長である菅原貴弘の間接保有は317千株(5.24%)です。			
人 的 関 係	菅原貴弘は、当社の代表取締役社長であります。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社の代表取締役社長である菅原貴弘が株式会社 TS パートナースの代表取締役を兼任しているため、関連当事者に該当します。			
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
純 資 産		△247,173千円	△269,722千円	△296,750千円

総 資 産	2,527,578 千円	2,461,784 千円	2,431,323 千円
1 株 当 た り 純 資 産	△1,647,825 円	△1,798,145 円	△1,978,330 円
売 上 高	75,880 千円	84,536 千円	83,500 千円
営 業 利 益	△39,908 千円	△8,470 千円	△8,281 千円
当 期 純 利 益	△42,448 千円	△22,549 千円	△27,028 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△282,989 円	△150,327 円	△180,186 円
1 株 当 た り 配 当 金	—	—	—

(注) 別途時点を明記していない限り 2023 年 7 月 24 日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

① ドリーム 10 号投資事業有限責任組合

本第三者割当の割当予定先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合（以下、「ドリーム 10 号ファンド」といいます。）は、モダンパス合同会社（所在地：東京都千代田区一番町 22 番地 3 代表者：代表取締役 勝山博文）が組成した国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とするファンドです。

モダンパス合同会社の代表取締役である勝山博文氏及びドリーム 10 号ファンドの組合員である宮嶋正邦氏は当社代表取締役である菅原貴弘とともにゴルフ等のレジャーをする旧知の間柄であることから懇意にしており、これまで当社の資金需要に対しては当社の事業戦略とともに複数回打診を行ってまいりました。過去は時機的に第三者割当の引受けに至っておりませんでした。このたびの資金需要に際して当社の資金需要に対しモダンパス合同会社の代表取締役である勝山博文氏に対し、2023 年 3 月上旬に当社の代表取締役である菅原貴弘より第三者割当による新株予約権の引受を口頭で打診したところ当社の事業戦略に賛同いただき、本第三者割当の引受けに応じていただきました。

② 株式会社 TS パートナーズ

本第三者割当の割当予定先である株式会社 TS パートナーズ（以下、「TS パートナーズ」）は、当社の代表取締役社長である菅原貴弘の資産管理会社であります。2023 年 3 月上旬に代表取締役社長である菅原貴弘より中長期的な企業価値の向上への意識付け並びに企業価値の向上に向けた事業資金の調達を行うため、当社取締役三川剛に申し出があったため検討を開始し致しました。当社としても、当社の中長期的な業績向上に向けた意識付け及び、本第三者割当の目的達成に向け、資金調達を実行することは、経営の安定化及び当社の企業価値向上に資するものであると考えており、当社代表取締役社長であり TS パートナーズの代表取締役である菅原貴弘と当社取締役三川剛と条件等協議のうえ、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① ドリーム10号投資事業有限責任組合

割当予定先であるドリーム10号ファンドの業務執行組合員であるモダンパス合同会社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを意向表明書にて確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

② 株式会社TSパートナーズ

割当予定先であるTSパートナーズからは、本第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、長期保有の意向を当社代表取締役社長でありTSパートナーズの代表取締役である菅原貴弘より当社取締役三川剛が口頭で表明したことを確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①ドリーム10号投資事業有限責任組合

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2023年6月14日付）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をモダンパス合同会社の代表取締役である勝山博文氏より当社の取締役である三川剛が口頭にて確認しております。

②株式会社TSパートナーズ

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2023年6月15日付）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は第9回新株予約権の全てについて一度に行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、当社の代表取締役社長である菅原貴弘の役員報酬を払込原資とした融資により当該行使金額の融資を行うことを口頭にて当社の取締役である三川剛が確認しております。

(5) 割当予定先の実態

①ドリーム10号投資事業有限責任組合

当社は、割当予定先であるドリーム10号ファンド、ドリーム10号ファンドの業務執行組合員であるモダンパス合同会社及び一般組合員（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

②株式会社TSパートナーズ

当社は、割当予定先であるTSパートナーズの株主及び役員（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (2023年2月28日現在)		募集後	
株式会社TSパートナーズ	16.76%	株式会社TSパートナーズ	17.88%

株式会社ラック	10.25%	株式会社ラック	9.18%
DOSO 株式会社	6.78%	DOSO 株式会社	6.07%
菅原 貴弘	5.24%	菅原 貴弘	4.70%
三井住友信託銀行株式会社	2.75%	三井住友信託銀行株式会社	2.47%
株式会社マイナビ	1.38%	株式会社マイナビ	1.23%
株式会社電通グループ	1.11%	株式会社電通グループ	0.99%
株式会社SBI証券	1.06%	株式会社SBI証券	0.95%
楽天証券株式会社	1.06%	楽天証券株式会社	0.95%
学校法人国際総合学園	0.99%	学校法人国際総合学園	0.89%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、2023年2月28日時点の株主名簿を基準としております。
3. 募集後の大株主及び持株比率は2023年2月28日現在の発行済株式総数6,050,880株に本新株予約権の全てが行使されたと仮定した場合に交付される当社普通株式を加えて算定しております。したがって、実際の割当数とは異なる可能性があります。
4. ドリーム10号ファンドについては、保有方針が短期保有のため、募集後の大株主表に記載していません。

8. 今後の見通し

当社グループの2024年2月期の連結業績予想に与える影響につきましては、精査中であり、今後業績予想に影響を与える事項が確認できた場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が全て行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと。）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績(連結)

決算期	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
売上高 (千円)	1,989,725	2,682,567	4,685,520
営業利益 (千円)	△333,625	80,367	202,534
経常利益 (千円)	△357,618	94,063	143,745
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純利益 (千円)	△529,517	127,811	42,644
1株当たり当期純利益 (円)	△102.02	24.46	7.28
1株当たり配当金 (円)	—	—	—
1株当たり純資産額 (円)	234.84	258.97	379.74

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2023年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,070,880株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	916,000株	15.09%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状

① 最近3年間の状況

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
始値	1,700円	1,135円	811円
高値	1,987円	1,444円	1,175円
安値	1,024円	717円	750円
終値	1,134円	809円	819円

② 最近6か月間の状況

	2023年 2月	3月	4月	5月	6月	7月※
始値	779円	819円	920円	1,030円	876円	1,130円
高値	857円	1,052円	1,074円	1,032円	1,140円	1,142円
安値	770円	750円	866円	947円	873円	922円
終値	819円	906円	1,021円	967円	1,130円	1,030円

※2023年7月の株価については、2023年7月21日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日株価

	2023年7月21日
始値	1,030円
高値	1,046円
安値	1,018円
終値	1,030円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株式の発行

払込期日	2022年5月17日
調達資金の額	805,200,000円
発行価額	1株につき金976円
募集時における発行済株式総数	普通株式 5,225,880株

当該募集による発行株式数	普通株式 825,000 株
募集後における発行済株式数	普通株式 6,050,880 株
割当先	株式会社ラック 620,000 株 DOSO株式会社 205,000 株
発行時における当初の資金使途	M&A、資本業務提携資金 799,200,000 円
発行時における支出予定時期	2022年5月～2024年5月
現時点における充当状況	660 百万円 (内訳) バンズ保証株式会社の株式取得：360 百万円 (2022 年 9 月取得) 株式会社ネクスグループの株式取得：210 百万円 (2022 年 12 月取得) 株式会社カイカエクスチェンジホールディングスの株式取得：30 百万円 (2023 年 1 月取得) プレイネクストラボ株式会社の株式取得：60 百万円 (2023 年 6 月取得)

(注) 当該第三者割当による未充当分 (139 百万円) については、本件の資金使途どおり別途の M&A、資本業務提携への充当を予定しております。

11. 発行要項

本新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙「株式会社エルテス第8回新株予約権 (第三者割当) 発行要項」及び「株式会社エルテス第9回新株予約権 (第三者割当) 発行要項」をご参照下さい。

(別紙1)

株式会社エルテス第8回新株予約権(第三者割当)

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エルテス第8回新株予約権(第三者割当)(以下「**本新株予約権**」という。)

2. 申込期間

2023年8月9日

3. 割当日

2023年8月9日

4. 払込期日

2023年8月9日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をドリーム10号投資事業有限責任組合に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式510,700株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,107個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1,133円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「**行使価額**」という。)は、金979円とする。但し、行使価額は第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の6か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使

価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「修正基準日時価」という。)の95.05%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。なお、本新株予約権の行使価額修正を行う場合には、同時に第9回新株予約権の行使価額修正も当社取締役会の決議により行うものとする。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が515円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株} & + & \text{割当株式数} & \times & \text{1株当たりの払} \\ & & \text{式数} & & & & \text{込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\quad}{\text{1株当たりの時価}} & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{割当株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}} \times \text{調整後行使価額}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年8月10日から2026年8月7日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第21項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を当社及び当該行使請求を行う新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第21項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

19. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

21. 行使請求受付場所

東京証券代行株式会社

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

23. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

25. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

26. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

以上

(別紙2)

株式会社エルテス第9回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エルテス第9回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年8月9日

3. 割当日

2023年8月9日

4. 払込期日

2023年8月9日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社TSパートナーズに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式194,100株とする（本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,941個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金1,936円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、金1,030円とする。但し、行使価額は第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の6か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使

価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。なお、本新株予約権の行使価額修正を行う場合には、同時に第8回新株予約権の行使価額修正も当社取締役会の決議により行うものとする。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が515円(以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年8月10日から2031年8月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個に

つき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

会社法第 236 条第 1 項第 6 号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本引受契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を当社及び当該行使請求を行う新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 21 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

19. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について

一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

21. 行使請求受付場所

株式会社エルテス 経営戦略本部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋中央支店

23. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

24. その他

- (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役経営戦略本部長佐藤哲朗に一任します。
- (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

以上